# ご通知

# 父母もしくは保護者の皆さま

# チャイルド・ファインド

各地方自治体の教育機関（LEA）は、各地方教育機関管轄地域に居住しているか当該地域の私立学校で学ぶ、年齢３歳から２１歳までの子供のなかに、障害を持つ可能性のある子供たちがいるかどうかを特定するという責任をもっています。対象の３歳から２１歳の子供たちには、ホーム・スクールで学んでいるLEA管轄地域の居住者、あるいは学校に籍をおいていない子供たちも含まれます。

LEAはまた、それら生徒たちの障害鑑定を行い、生徒たちが、連邦法および州法のもと、特殊教育あるいは関連サービスを受ける資格を持っているかどうか見極める責任も負っています。

さらにLEAは、障害を持つ３歳児および４歳児の子供たちに早期介入サービスを提供する事が出来る様、 子供たちが３歳の誕生日を迎える前に障害児であるかどうかの特定が出来るように取り組んでいます。子供の発達成長について、質問あるいは懸念をお持ちで、子供の診断をご希望の方は、 予約のため、[LEAの窓口] まで、お電話 [電話番号]でご連絡下さい。

子供に、LEA 提供の特殊教育サービスを受ける対象資格があるかどうかを見極める評価を受けさせる必要があるのではないかと思われる方は、LEA の特殊教育局を通じて、障害鑑定を無料でご要望いただく事が出来ます。下記の連絡先までご一報ください:

# [LEA 窓口]

# [LEA 住所]

# [LEA 市町村、州、ジップコード]

# [電話番号]

# [メール]